

日本洋書協会会報

BULLETIN OF JAPAN ASSOCIATION
OF INTERNATIONAL PUBLICATIONS

目次

新年のご挨拶	1
理事会報告・新会員紹介	2
出版物の複写(コピー)問題について(1)	3
海外ニュース・事業委員会報告	5
文化厚生委員会報告・うちの会社	6
出版文化史逍遙(75) 洋書の歴史雑記帳[XXX] ...	7

新年明けまして おめでとう ございます



理事長 村田 誠四郎

会員の皆様におかれましては、この新しい年を希望と期待をもってお迎えになったことと思います。

今年の干支「ひつじ」は古来“争いごとは多いが新しいことが始まる年”と言われています。現代史の中では、先進国初の女性首長として英国にサッチャー首相誕生、米中国交回復、東京サミット開催など、とにかく新しいことが起きる、希望のもてる年のようです。

2002年を振り返りますと、政治面でも経済面でも不安と失望感が募るばかりの一年でしたが、一方では良いこともありました。サッカー・ワールドカップが日韓で開催され、久しぶりに日本全国が沸き立ちましたし、小柴昌俊さん、田中耕一さんのノーベル賞ダブル受賞で日本人にもこんな力があるのだと、些か自信めいたものを取り戻した一年でもありました。

今年2003年、政治・経済状況が急速に好転する見込みはありません。しかし悪条件の下での競争の中で自分の仕事を見直して、新しいことを考え、チャレンジ

するにはこれほど良い機会はないと思います。自己成長をめざして頑張れる、考え方を変えれば明るく物事をとらえることができる、そういう時かと思います。ひつじ年に相応しく、新しいことが起きることを期待すると共に、会員の皆様お一人お一人が新しいことを起こされる2003年であるように願っています。洋書の事業にはワールドカップもノーベル賞もありませんが、私たちが知恵と力を出し合っただけからの事業展開を考えていくべき時代に入ったと思います。今年をその先駆けの年にしたいと存じます。

この1月1日に新会員を迎えるという、幸先の良いスタートを切ることができた今年一年、協会のますますの発展のために努力して参る所存ですので、会員の皆様方の力強いご指導とご協力を賜りますようお願いすると共に、ご健闘とご健勝を祈念申し上げて新年のご挨拶とさせていただきます。

理事会報告

12月16日(月)

1. 以下の委員会報告を了承した。

・ホームページ・ダイレクトリー委員会

ウェブ上に理事会及び各委員会報告掲載を開始。

ウェブ「会員のページ」に非会員同業者名簿掲載。

・事業委員会

11月19日に東京国際ブックフェア実行委員会開催、2003年ブックフェアの準備がスタートした。中国、韓国からの出展規模が大きくなる見込み。

12月3日に同ブックフェア洋書バーゲンセール実施のための委員会を開催。

・文化厚生委員会

12月4日に新年賀詞交換会(1月8日)開催のための委員会を開催。

2. 入・退会

ブラックウェルパブリッシング㈱の入会申込みを審査し、2003年1月1日付け正会員入会を承認。

㈱マクミラン出版社が英国本社の方針により12月31日を以て日本事務所を閉鎖する旨の通知があったが、グループ企業に引き続き協会への加盟を働きかけることにした。

㈱東光堂書店が事業継続不能に陥った旨の通告が関係取引先に出された。捲土重来を期待する。

3. 懸案事項の確認と今後の対応

会員増強

理事会主体で取り組む。

会費に見合うメリットをもたらす事業の創出。

ウェブに掲載する非会員社名簿も原資料として入会勧誘。

外資系、異業種との対応、交流の促進も図る。

委員会構成

各委員会のあり方、活動内容を見直す。

会報、広報及びホームページ・ダイレクトリー各委員会の役割と機能を再検討する。(2003年1月に関係委員長会談をもつ)

予算配分

参加者減少・固定化の傾向にある同好会活動への補助予算を見直し、幅広く多数の会員が参加可能な活動を展開する。

2002年度予算に組み込んだ関西地区会員との交流を年度内に実施する。

理事会の検討・決定事項のフォロー

・議事録は事務局が作成し、理事長又は理事長代理の承認を得る。

事務局長人事

事務局規定の一部を改定する必要がある。

総務委員会案を早急に決定し、次回理事会に答申する。

フランクフルトブックフェアへの出展に関する広報委員会提案

同フェア出張会員の拠点として、又新規入会の呼び水として有用と思われる。

全会員の意見、現出展会員社の意向を確認するためにアンケートを近々実施したうえで再提案する。

共同物流・洋書ウェブサービスシステム

・現況と今後の見通しを報告する。

以下の事項の今後の活動について引き続き検討する。

消費税問題：非課税業者との不公平競争要件の是正

複写権・著作権問題への取り組み

外国雑誌ビジネスが直面する問題：

・海外出版社の購読者への直接プロモーションと受注活動

・電子ジャーナル

新会員を紹介します

会員社名：ブラックウェルパブリッシング株式会社

新住所：東京都千代田区岩本町2-8-12

NKビル 3F

Tel：03-3864-5273

Fax：03-3864-5274

代表者：代表取締役 鈴木 章夫氏

主要事業：英文学会誌の編集・出版サービス

海外学会誌よりの日本語版発行

入会日：2003年1月1日

会員資格：正会員

出版物の複写（コピー）問題について

〔 〕

(株)医学書院 金原 優

出版物の複写はあまり目立たないことから出版界の対策が遅れていますが問題は深刻であり、著作者・出版社の権利と利益の侵害は甚大です。複写は全ての出版物が対象となります。学術専門書の被害が最も大きいでしょうが、楽譜や部分的に利用される要素の高い情報誌などもかなり複写利用されています。輸入出版物も入手の困難性や希少性、高価格の問題で複写されるケースが目立ちます。特に近年の複写機器の進歩と低コスト化は複写を一層簡便にしており、利用者もほとんど意識のないまま出版物を複写利用しているのが実態です。しかし出版物の複写は著作権法によって著作者が専有する権利であるとされており、著作権者以外は特定の例外を除いて出版物を複写することはできません。輸入書籍・雑誌も勿論例外ではなく、日本の著作権法によって保護されています。この問題の解決のためには著作者のみならず出版社、販売業者、輸入業者が実態を正しく理解し、必要な対策を講じていくことが必要です。

1. 著作権法の規定

著作者の権利

著作物の複製は著作権法第21条の規定により著作者が専有する権利であるとされています。また、出版社物のPDF化のように電子的に複製すること、あるいは媒体変換することも著作権者の許諾が必要です。しかし全ての複写について著作権者の許諾が必要であるとしてしまうと著作物の有効な利用が図れないため、著作権法では著作物を著作権者の許諾なしに複写できる場合を例外的にいくつか規定しています。

なお、複写は著作者の権利ですが、著作権は譲渡できるため、日本を含めた世界の学術専門書出版社の多くは著作者から著作権の譲渡を受け、出版物の様々な複写利用に対応しています。これは著作権が著作者に帰属したままであると許諾業務や著作権侵害に適切に対応できないからです。従って、本稿では「著作者」は実際に著作した人つまり著者・執筆者を表し、「著

作権者」と「権利者」は著作者あるいは著作権が出版社に譲渡された場合はその出版社を表しています。

著作権法第30条

著作権法第30条は「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲において使用することを目的とする場合には、その使用する者が複製できる」としています。この条文における「個人的」とは使用する範囲が一人であるということであり、「家庭内」とは通常家族における構成員がその居住する家の中で使用することを想定したものと判断すべきです。従って企業、あるいは団体あるいはその従業員がその業務上に利用することは勿論、個人として利用する場合でもその目的が職業上の範囲にある場合は個人的に一人で使用するとはならず、家庭内にもなりませんからこの条文に該当しないと考えるべきです。学校、病院、その他の学術研究施設における教員、研究者も教育あるいは研究することが職業ですから、自分自身の研究用に使用する場合も同様に考えるべきです。

著作権法第31条

著作権法第31条は「政令で定められた図書館においては営利を目的としない事業として、利用者の求めに応じて図書館の資料の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物については掲載されている個々の著作物の全部）を一人について一部複写することができる」としています。この条文における「営利を目的としない事業」とは、図書館が複写物を提供する際に複写実費以外の手数料収入を得てはならないということであり、それは基本的に著作権者の権利である複写を例外的に図書館に認めるにあたって、図書館という権利者以外の者が利潤を得ることは許されないということです。「利用者」というのは当然ですが図書館利用者であり、それはその図書館に実際に入館して複写しようとする著作物を利用、つまり閲覧した者であると解釈すべきです。図書館は著作物を閲覧、あるいは貸出に供するところであり、閲覧する人、あるいは貸出

しを受ける人が利用者となることは当然のことです。

単行本が単独著者によって執筆され、全体が一つの流れになっているものは全体で一つの著作物になりますが、雑誌、定期刊行物、百科事典のように複数著者によっていくつかの項目がそれぞれ分担して執筆され、一つ一つの記事、論文、項目等がそれぞれ個々の著作物として独立している場合には個々の記事、論文、項目それぞれが一つの著作物となります。従って、雑誌や定期刊行物に掲載されたそれぞれの記事や論文の全部を複写することはできません。

図書館には利用者の利便性を高め、図書館資料から得られた情報を適切に利用者に伝えるという目的のために、例外的に一定範囲の出版物を無許諾・無報酬で複写することを認めているものです。それは明らかに図書館に与えられた権利であり、権利には常に義務が伴います。従って、著作権法第31条における複写の要件定義を拡大解釈したり複写の条件を満たさないことは義務の不履行＝権利の放棄であると考えべきです。

2. 複写の実態と問題点

図書館

著作権法第31条の適用を受ける図書館は文化庁の指定によって政令で定められていますが、その範囲は国立国会図書館、学校図書館、大学図書館、公共図書館等にとどまらず、日本経団連図書館、東京商工会議所図書館、日本鉄鋼連盟資料室等の企業関連の図書施設も指定を受けています。これらの図書館における複写の実態は明確ではありませんが、資料として公表されているものもいくつかあります。大学図書館は全国で620館ありますが、それらの図書館における年間の複写枚数は約1.5億枚となっています。国立国会図書館は年間580万枚、公立図書館は約2,600館で約4,000万枚となっています。国会図書館や公立図書館は広い範囲の出版物の複写を行っており、そのほとんどは日本国内の出版物と考えられます。大学図書館においてはそのほとんどは学術専門雑誌の論文であり、約半分は輸入雑誌に掲載された論文の複写です。

これらの図書館における複写は著作権法第31条に基づくものとされていますが、その運用に全く問題がない訳ではありません。図書館、特に大学図書館は図書館間相互貸借、いわゆるILL（Inter-Library Loan）と呼ばれる制度によって他館の利用者に複写物を提供

しています。例えば東京大学の図書館で利用者が求める特定の文献が所蔵されていない場合、東京大学図書館はその文献のコピーを大阪大学の図書館から取り寄せて東京大学の利用者に提供しています。この場合、大阪大学図書館が複写行為を行っている訳ですから大阪大学図書館が著作権法第31条の要件を満たさなくてはなりません。しかし、利用者は東京大学図書館の利用者であり、大阪大学図書館の利用者ではありません。この場合の図書館の解釈は、東京大学図書館が自館の利用者の代理人として大阪大学図書館に複写を求めているものとしています。しかし、図書館の利用者に「代理人」というものが存在し得るのかどうか、また非来館者が図書館の利用者となり得るのかどうかは疑問のあるところであり、著作権法が規定する「利用者の求めに応じて」という要件を改めて確認しなければなりません。

学術専門雑誌の文献は通常、論文単位で複写されます。一つの論文の一部分だけ複写するということもあり得ないことはありませんが、通常は一つの論文、つまり通常5～10ページ程度のものを全部を複写することになります。楽譜や百科事典の複写も楽譜は全部、百科事典も一つの項目全部複写しなければ意味はないでしょう。著作権法第31条では複写できるのは著作物の一部分となっていますので、一つの論文全部の複写を行うことは許されません。但し、著作権法第31条は「発行後相当期間を経過した定期刊行物については掲載されている個々の著作物の全部」となっていますので、発行されてから一定の期間が過ぎれば雑誌論文の全部を複写することは可能です。しかし著作権法には「相当期間」の定めはありません。文化庁通達もありません。現在はそれぞれの図書館の判断に委ねられていますが、一般週刊誌は次号の発行とともにその前の号は書店からなくなるとしても、学術専門雑誌は相当量のバックナンバーも書店店頭で販売されている実態から考えて、学術専門雑誌における「発行後相当期間」というのは次号が発行されるまでではなく、数年間の期間が必要です。となれば図書館においても学術専門雑誌に掲載された論文は数年間は一部分しか複写できないことになります。

多くの図書館においてはいわゆるセルフコピー機と呼ばれるコイン式のコピー機で利用者自らが複写できる体制を整えています。しかし著作権法第31条は図書館そのものに複写の便宜を与えているもので、利用

者にその権利を与えているものではないことは明らかです。仮に利用者がコピー機を操作するとしても、複写行為の当事者は図書館でなければ著作権法第31条の適用を受けることはできません。図書館はその条件を満たすために複写の目的と複写の範囲を利用者に書面で提出させ、複写が出版物の一部分であり、複写の部数が1部であることの確認をしなければなりません、

それを着実に実行している図書館は少ないでしょう。

このように著作権法第31条にはその運用にも様々な問題があります。勿論図書館側もこういった問題は認識しており、特に大学図書館は複写利用の頻度が高いことから31条の運用と必要なガイドラインの作成について権利者側と協議を継続しています。

< 以下次号 >



◆欧州における書籍に対する付加価値税関連の動き

The European Booksellers Federation (EBF) (欧州書籍販売教会) は、書籍に与えられている特惠付加

価値税率を保護するための、2003年度のキャンペーン活動を開始した。欧州全体における書籍の付加価値税を5%に一本化する案について、欧州共同体 (EC) が検討していることを受けて、同協会は年頭からロビー活動を始めている。協会はECに対し、書籍の価値および欧州の文化と社会について読書が果たす役割について考慮するよう求めている。特惠付加価値税の税率は、基礎的な教育や生涯学習だけでなく、書店や出版社の経済的状況にも、深い影響を与える。

theBookseller.com informer Jan 03, 2003

委員会報告 < 事業委員会 >

議題：2003年度活動計画等

12月3日 (火) 事業委員会を開催し、「2003年東京国際ブックフェア」での「洋書バーゲンセール」参加準備とスケジュール等を中心に、本年度の活動計画について話し合いを行いました。

2003年のブックフェアの開催日程と、伴っての洋書バーゲンセール開催準備のスケジュールは以下の通りです。

- 1) 2003年東京国際ブックフェア開催日程等
会期：2003年4月24日 (木) ~ 27日 (日)
会場：東京ビックサイト東ホール
開催時間：10:00am ~ 6:00pm (4日間とも)
(出展者への特別説明が2003年1月17日に予定されています。)
- 2) 洋書バーゲンセール開催準備と今後の委員会・説明会等のスケジュール
・2003年1月下旬：出展者のためのリードによる特別説明会 (1/17) の報告及び出

展諸条件の確認

- ・2003年2月中旬：洋書バーゲン参加会社募集要項まとめ、参加申込書全会員に送付手配、申込み受付
 - ・ " 3月上旬：参加会社への説明会開催
 - ・ " 4月中旬：参加会社との最終打合せ、主要諸点説明・再確認
 - ・その他展示販売商品の準備、関連の諸作業の進行状況により、必要に応じて委員会開催の予定です。
- 2003年のブックフェアは中国、韓国を中心にアジア地域の参加出版社の拡大をめざし、既にプロモーションを開始、前回開催時の3~4倍の出展を見込んでおり、又、本年度のテーマ国はバルトガルで、100㎡程度のパビリオンも予定されています。
- 事業委員会としてこの所固定化している洋書バーゲンセールの参加者の、拡大を目指しております。協会会員各社の振るってのご参加をお待ちしております。

第107回 72会ゴルフコンペ

2002年12月7日(土) 会 場：高根カントリー倶楽部 曇り 参加者：15名

〔成績表〕

	グロス	ハンデ	ネット	ドラコン	久住多賀子	椎名正征
優勝 戎井忍治(丸善)	85	14	71		宮川 修	
2位 唐沢広憲(ゲーテ書房)	100	25	75	ニアピン	西山幸児	宮川 修
3位 斎田正子(三善)	96	21	75		斎田利幸	戎井忍治
4位 椎名正征(三友社)	104	28	76			
5位 西山幸児(西山洋書)	91	9	82			(大洋交易 和田 茂)
ベストgross 戎井忍治	85					

うちの会社

ケンブリッジ大学出版局

東京都千代田区神田駿河台2-9
研究社ビル2階
Tel : 03-3295-5875 Fax : 03-3219-7182
e-mail : office@cup-japan.org
URL : <http://www.cambridge.org/elt>

ケンブリッジ大学出版局は、1534年英国ヘンリー8世の命により創設された世界最古の出版社です。1584年に出版を開始してから今日に至るまで、ケンブリッジ大学の重要な機関として出版を通じ「あらゆる分野における知識の修得、振興、維持および普及」に貢献してきました。

ケンブリッジでは出版物は全てまずシンジケートとよばれる評議会にかけられ、選定されたものだけが出版許可を受けます。この会はあらゆる分野の学識者の集まりで、ケンブリッジ大学の名に恥じない高い品質と内容の出版物を出版し続けるための機関です。

「New Interchange」や「English Grammar in Use」などで日本でもお馴染みの英語教育教材部門(ELT)

は1970年代半ばに創設され、以来その分野で着実に成長してきました。伝統と格式を重んじる半面、革新的な出版が行われてきたのもこの分野です。

日本での流通は輸入総代理店であるユナイテッド・パブリッシャーズ・サービス社が行ない、洋書協会会員各社を通じてお客様に確実に書籍が届けられています。日本のマーケティングオフィスは1980年代半ばに設けられ、現在ELTと学術書の部門に分かれて販売促進活動をしています。発足時より増員を続けていますが、未だ他社に比べると少人数の小社が日本での活動を順調に続けられるのは、ひとえに会員各社のご尽力とご協力によるものです。

今後ともご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。
関岡久美子

洋書の歴史雑記帳(XXX)キリシタン版の原書(4) 鈴木陽二

天草(1)

天草へ渡るためタクシーで熊本港へ向かったとき、運転手に「天草の夕日は素晴らしいですよ、なんせ東シナ海に沈んで行くのですから」といわれ、そのスケールの違和感にちょっとびっくりしたことを今思いだしている。その落日の光景を見たくて、天草下島の西海岸にある下田温泉に泊まり、景勝の地で知られている妙見浦の辺りを歩いた。この辺は切り立った断崖がどこまでも続き、現在は、その懸崖の中腹を削って一筋のバス道路が走っているが、明治40年に、新詩社を主宰する与謝野鉄幹と若い同人たち、北原白秋、木下杢太郎、吉井勇、平野万里の5名が天草を旅したときには、この下島の西海岸に崎つ山中の悪路を踏破したのだった。そのとき彼らが休息した下田温泉から下田南までの2キロ半程が、今では文学遊歩道として整備されている。この新詩社の5人が挙行した北九州の旅の紀行文はそれぞれが分担して執筆し、『5足の靴』として近代文学史に燦然と光を放っている。なおこの紀行文は、巖島から書き起こし、京都から東京へ帰る車中で終わっていることを、念のため記しておく。

物好きにも天草灘を望む小さな岬に腰を下ろして、沈み行く夕日を小一時間ほど眺めていた。なるほど、島影も岩礁も見えない、とにかく何も無い茫洋とした大海に落ちて行く夕日は、どんな表現よりも「東シナ海に沈む夕日」がふさわしいのかもしれないと思った。この雄大な海洋風景を前にしているといふ大航海時代に思いを馳せてしまうのだが、同時に、九州西岸の外洋に開かれた諸地域が、異国文化を容易に受容できた歴史が納得できるような気がした。

西海岸をとことん立ち寄りながら、バスで牛深に向かった。大江は「5足の靴」の5名が一夜を過ごした集落で、後に吉井勇が「～大江の宿は伴天連の宿」と歌った「高砂屋」は今でも残っている。集落から見上げる丘の上には、昭和8年に竣工した大きい白亜のロマネスク様式の天主堂が見られるが、一行が立ち寄った明治40年には、明治12年建造の小さな民家風の木造教会堂だったという。そしてそこで、白秋が「パテルさんは何処に居る」と歌い上げたガルニエ神父と巡り合い、彼らは南蛮への憧憬をかき立てる。旅行が終わってから白秋はエキゾチックな薫りの高い『邪

宗門』や『天草雅歌』を、また杢太郎は『天草組』を創作し、彼は本名太田正雄として第一級のキリシタン研究者となる。そのほかの文人たちもそれぞれ耶蘇への思慕にあふれた詩歌を詠み上げた。

曲がりくねった道はやがて崎津の漁村へ入る。海沿いのわずかに開けた平地に漁師町の家々が身を寄せ合っているのだが、その家並みのはずれにゴシック様式の美しい崎津教会が建っていて遠くから見るとまるで海に浮かんでいるような光景である。崎津の港は波浪の穏やかな海域なので、かつてポルトガル船もスペイン船も避難港として利用している。また、一時キリシタンのレジデンシア(コレジオ付属の駐在所)が置かれたこともあり、また隠れ切支丹の里でもあった。

バスは崎津を過ぎて間もなく河浦町立のコレジオ館の近くに停まる。この館には、天正遣欧使節やキリシタンに関する資料が展示されており、その中には、天草版に因んで、グーテンベルク活版印刷機の複製も置かれている。印刷機は、同館の求めに応じ、グーテンベルク博物館が厳密な考証に基づいて製作したものだという。ここ河浦町はイエズス会報告書などにもその地名が見られるが、1591(天正19年)に加津佐を退去したコレジオは、河浦に城と屋敷を構えて天草を支配していた天草久種(ドン・ジョアン)の意向で城下に置かれたと推定されている。現在、コレジオ館から少し北に行くとコレジオ跡のモニュメントがあって、そこにはヴァリニャーノ巡察師や遣欧使節、印刷所風景のレリーフが掲示され、またペドロ・ゴメスの『天球論』に掲載された地球図が敷石に埋め込まれて、小公園風に整備されている。

「様式は外国風で優美である」と1593(文禄2年)の「日本副管区長支配の目録」に記された天草のコレジオは、宣教師7名、学生40名、補佐司祭職3名という大所帯で、帰国した天正遣欧使節の4名もに入所している。こうして天草のコレジオは、長崎に移転する1596年までの約5年間に手掛けた出版事業は目覚ましいもので、およそ39～40種類(現存12点)ものキリシタン版が刊行された。〔参照図書：今村義孝『天草学林とその時代』/『天草学林 論考と資料集』第二輯/濱名志松『五足の靴と熊本・天草』〕

(元丸善・本の図書館長)

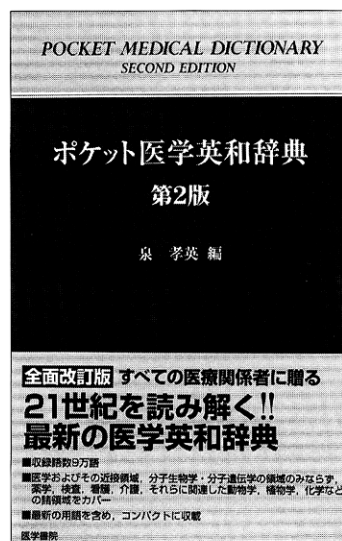
■すべての医療関係者に贈る最新の医学英和辞典

ポケット医学英和辞典

第2版

編集 泉 孝英 京都大学名誉教授

最新の欧米の医学書・医学雑誌を解説する際に役立つ辞典。医学の専門用語を中心に、分子生物学・分子遺伝学・薬学・検査・看護・介護や、それらに関連した動物学・化学などの諸領域にわたる用語を幅広く収載。また歴史的に意味のある用語や医学文献で汎用される一般用語・略語も可能な限り収載した。単なる用語の訳だけでなく、必要に応じて解説を加えた、とても役に立つ1冊。



【本書の特徴】

- ◆収録語数は9万語。
 - ◆医学およびその近接領域、分子生物学・分子遺伝学の領域のみならず、薬学、検査、看護、介護、それらに関連した動物学、植物学、化学などの諸領域をカバー。
 - ◆最新の用語を含め、コンパクトに収載。
 - ◆医療に関連する専門用語を海外の医学ジャーナルや各学会の用語集などから選び、簡単な意味を付けた。
 - ◆見出し語は名詞、形容詞を中心にし、動詞も加え、若干の用例を付けた。形容詞では意味だけではなく、その用例（孫語）もできるだけ加えた。
 - ◆医学に関連する一般用語の意味も適宜付け加えた。
 - ◆冠名語の人名は単独見出しとし、人名からも冠名語が引けるようにした。
 - ◆同義語にもできるだけ訳語を付け、二度引きの労を省いた。
 - ◆俗語や歴史的用語もできるだけ加えた。
 - ◆各学会の用語集により同一語で訳語が異なる場合は分野を示して併記した。できるだけ英語とラテン語を併記した。
 - ◆ラテン語やギリシャ語、ドイツ語、フランス語など英語にとっての外来語には、その表示を付した。
- 新書変型 頁1620 2002年
定価(本体4,800円+税)
[ISBN 4-260-13650-X]



医学書院

〒113-8719 東京都文京区本郷5-24-3 (販売部) TEL 03-3817-5657 FAX 03-3815-7804
E-mail sd@igaku-shoin.co.jp http://www.igaku-shoin.co.jp 振替 00170-9-96693